

那覇市公報

第 1 4 0 8 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

告 示

- 市道路線の区域変更について（都市施設管理センター（道路管理室））…………… 3
- 固定資産の価格等を登録したことについて（資産税課）…………… 5

公 告

- ピュアコート首里末吉ビュー建築協定の縦覧について（建築指導課）…………… 5
- 那覇市首里石嶺農住組合土地区画整理事業の事業計画変更（第 1 回）の認可
について（区画整理課）…………… 6
- 那覇広域都市計画公園事業の施行について（花とみどり課）…………… 6
- 建築基準法第 4 2 条第 2 項の道路の指定の廃止について（建築指導課）…………… 7
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について
（道路建設課）…………… 8
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について
（道路建設課）…………… 8
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について
（道路建設課）…………… 9
- 住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 9

病院管理規程

- 那覇市病院事業会計規程の一部を改正する規程…………… 10
- 那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程… 10
- 那覇市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…………… 13

- 那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程…………… 14
- 那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程…………… 17

教育委員会規則

- 那覇市就学援助規則…………… 18
- 那覇市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則の一部を改正する規則…………… 20
- 那覇市立図書館条例施行規則…………… 21
- 那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則…………… 24
- 那覇市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… 25
- 那覇市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… 25

教育委員会教育長訓令

- 那覇市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令…………… 25

正 誤

- 那覇市公報第 1 3 7 8 号の正誤…………… 26

告 示

那覇市告示第 8 2 号

平成 17 年 3 月 17 日

掲 示 済

市道路線の区域変更について

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のとおり区域変更をする。

その関係図面は、告示の日から 2 週間那覇市建設管理部都市施設管理センター (道路管理室) において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域の変更する路線

整理 番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
456	泊 1 3 号	泊 2 丁目 2 8 番 2 1	7.7	0.0 ~ 1.9	増加面積 7.34m ²

市道路線の区域変更位置図



那覇市告示第 1 号
平成 1 7 年 4 月 1 日

固定資産の価格等を登録したことについて

地方税法 (昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号) 第 4 1 1 条第 2 項の規定により、平成 1 7 年度の固定資産税に係る固定資産の価格等を平成 1 7 年 3 月 3 1 日に固定資産課税台帳に登録したので、告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

公 告

那覇市公告第 1 2 7 号
平成 1 7 年 3 月 8 日
掲 示 済

ピュアコート首里末吉ビュー建築協定の縦覧について

建築基準法第 7 0 条第 1 項の規定による建築協定書が提出されたので同法第 7 1 条の規定により次のとおり公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備えて一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 建築協定の名称
ピュアコート首里末吉ビュー建築協定
- 2 建築協定区域の地名地番
那覇市首里末吉町二丁目 167 番地他
- 3 縦覧場所
那覇市役所 都市計画部 建築指導課
那覇市銘刈 2 - 3 - 1 新都心銘刈庁舎 5 F
- 4 縦覧期間
公告の日から起算して 2 0 日間

那覇市公告第128号

平成17年 3月9日

掲 示 済

那覇市首里石嶺農住組合土地区画整理事業の事業計画変更(第1回)の認可について

土地区画整理法(昭和29法律第119号)第10条第1項の規定により、土地区画整理事業の事業計画変更の認可をしたので、同法第9条第3項及び同法施行規則(昭和30年建設省令第5号)第3条の規定により、下記の事項を公告する。

那覇市長 翁長 雄志

記

1 施 行 者 の 名 称	那覇市首里石嶺農住組合
2 事 業 施 行 期 間	平成14年11月25日から 平成18年 3月31日まで
3 施 行 地 区	那覇市首里石嶺町4丁目の一部
4 土地区画整理事業の名称	那覇市首里石嶺農住組合土地区画整理事業
5 事 務 所 の 所 在 地	那覇市首里汀良町1丁目29番2
6 施行認可の年月日	平成14年11月22日
7 変 更 の 内 容	事業施行期間
8 変 更 認 可 の 年 月 日	平成17年 3月 8日

那覇市公告第131号

平成17年3月17日

掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第62条第2項及び同法施行規則第49条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁長 雄志

- | | |
|-----------------|--------------|
| 1 都市計画事業の種類及び名称 | |
| 種 類 | 那覇広域都市計画公園事業 |
| 名 称 | 那3号 天久緑地 |
| 2 施行者の氏名 | |
| 那 覇 市 | |

- 3 事業所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
- 4 事業地の所在地
沖縄県那覇市字天久前原、樋川原地内及び
字上之屋寺原、西寺原地内
- 5 事業の施行期間
平成 4 年 1 0 月 2 日から平成 1 9 年 3 月 3 1 日まで
- 6 縦覧の場所
那覇市役所 建設管理部 花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階)

那覇市公告第 1 3 2 号
平成 1 7 年 3 月 2 2 日
掲 示 済

建築基準法第 4 2 条第 2 項の道路の指定の廃止について

下記の道について、建築基準法第 4 2 条第 2 項の道路の指定を廃止したので、公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課に備えて一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

年月日	番号	地名地番	幅員(m)	延長(m)	種別
平成 17 年 3 月 16 日	12	那覇市与儀 1-70-1 隣接里道	2.40	26.48	2 項道路の指定廃止

那覇市公告第 1 3 3 号
平成 1 7 年 3 月 2 2 日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・14号 真和志中央線
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - (2) 期間 平成17年3月22日～平成18年3月31日

那覇市公告第134号
平成17年3月22日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・那15号 牧志壺屋線
3・5・那28号 小禄高良線
3・3・17号 石嶺線
- 2 施行者の名称
那 覇 市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - (2) 期間 平成17年3月22日～平成19年3月31日

那覇市公告第135号
平成17年3月22日
掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 7・7・那20号 金城西線
- 2 施行者の名称
那 覇 市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - (2) 期間 平成17年3月22日～平成20年3月31日

那覇市公告第136号
平成17年3月22日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

病院管理規程

那覇市病院管理規程第 1 号

平成 1 7 年 3 月 1 0 日

公 布 済

那覇市病院事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市病院事業会計規程の一部を改正する規程

那覇市病院事業会計規程（平成15年那覇市病院管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

第35条中「第11号」を「第14号」に改める。

第45条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の場合において、那覇市契約規則第 21 条中「施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号」とあるのは「政令第21条の14第 1 項第 1 号」と、第38条第 1 項中「施行令第163条第 3 号」とあるのは「政令第21条の 7 第 3 号」とする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那覇市病院管理規程第 2 号

平成 1 7 年 3 月 2 3 日

公 布 済

那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院非常勤職員の身分取扱いに関する規程（平成15年那覇市病院管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項を次のように改める。

- 2 報酬の額は、次の各号による額の総額とする。

- (1) 別表に定める額に管理者が定めるところにより日額340円以内の額を加えた額
- (2) 急病センターに勤務する非常勤職員（非常勤看護助手を除く。）が12月29日から1月3日までの間に勤務した場合は、別表に定める額に100分の125を乗じて得た額

付則第3項を次のように改める。

- 3 非常勤看護助手に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「60歳」とあるのは「62歳」とする。

別表の1の非常勤事務員の項中「5日」を「3日～5日」に改める。

別表中

「 を

4	非常勤薬剤師(ア)	時給 1,570円
	非常勤薬剤師(イ)	時給 1,940円
	非常勤薬剤師(ウ)	時給 2,310円
5	非常勤放射線技師(ア)	時給 1,570円
	非常勤放射線技師(イ)	時給 1,940円
	非常勤放射線技師(ウ)	時給 2,310円
6	非常勤臨床検査技師(ア)	時給 1,570円
	非常勤臨床検査技師(イ)	時給 1,940円
	非常勤臨床検査技師(ウ)	時給 2,310円
7	非常勤看護師(甲—ア)	時給 1,450円
	非常勤看護師(甲—イ)	時給 1,790円
	非常勤看護師(甲—ウ)	時給 2,130円
	非常勤看護師(乙—ア)	時給 1,620円
	非常勤看護師(乙—イ)	時給 2,000円
	非常勤看護師(乙—ウ)	時給 2,380円
8	非常勤准看護師(甲—ア)	時給 1,210円
	非常勤准看護師(甲—イ)	時給 1,500円
	非常勤准看護師(甲—ウ)	時給 1,780円
	非常勤准看護師(乙—ア)	時給 1,380円
	非常勤准看護師(乙—イ)	時給 1,700円
	非常勤准看護師(乙—ウ)	時給 2,030円

「

に改める。

4	非常勤薬剤師	各時間帯に応じて定める時給 (1) 8時から19時まで 時給1,570円 (2) 19時から22時まで 時給1,940円 (3) 22時から8時まで 時給2,310円
5	非常勤放射線技師	各時間帯に応じて定める時給 (1) 8時から19時まで 時給1,570円 (2) 19時から22時まで 時給1,940円 (3) 22時から8時まで 時給2,310円
6	非常勤臨床検査技師	各時間帯に応じて定める時給 (1) 8時から19時まで 時給1,570円 (2) 19時から22時まで 時給1,940円 (3) 22時から8時まで 時給2,310円
7	非常勤看護師(甲)	各時間帯に応じて定める時給 (1) 8時から19時まで 時給1,450円 (2) 19時から22時まで 時給1,790円 (3) 22時から8時まで 時給2,130円
	非常勤看護師(乙)	各時間帯に応じて定める時給 (1) 8時から19時まで 時給1,620円 (2) 19時から22時まで 時給2,000円 (3) 22時から8時まで 時給2,380円
8	非常勤准看護師(甲)	各時間帯に応じて定める時給 (1) 8時から19時まで 時給1,210円 (2) 19時から22時まで 時給1,500円 (3) 22時から8時まで 時給1,780円
	非常勤准看護師(乙)	各時間帯に応じて定める時給 (1) 8時から19時まで 時給1,380円 (2) 19時から22時まで 時給1,700円 (3) 22時から8時まで 時給2,030円

」

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

那覇市病院管理規程第 4 号

平 成 1 7 年 4 月 1 日

那覇市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院企業職員の給与に関する規程（平成15年那覇市病院管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（退職手当）

第12条 退職手当は、那覇市職員退職手当支給条例（昭和47年那覇市条例第69号）の例による。この場合において、医師及び歯科医師に対する那覇市職員退職手当支給条例施行規則（昭和47年那覇市規則第43号）第5条第1項の適用については、同項中「50年から59年」とあるのは「55年から64年」とする。

別表第1の9級の欄を削る。

別表第3の5級の欄及び6級の欄を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 この表は、医療補助員である職員に適用する。

付 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、病院事業管理者が定める。

那覇市病院管理規程第 5 号

平 成 1 7 年 4 月 1 日

那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（平成15年那覇市病院管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ア企業行政職給料表級別標準職務表を次のように改める。

ア 企業行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	主事、医療事務員又は技師の職務
2 級	困難な業務を処理する主事、医療事務員又は技師の職務
3 級	1 係長、主査又は技査の職務 2 主任医療事務員の職務 3 困難な業務を処理する主任主事、医療事務員又は主任技師の職務
4 級	1 困難な業務を処理する係長、主査又は技査の職務 2 困難な業務を処理する主任医療事務員の職務 3 特に困難な業務を処理する主任主事又は主任技師の職務
5 級	特に困難な業務を処理する係長、主査又は技査の職務
6 級	課長、主幹又は技幹の職務
7 級	次長の職務
8 級	事務局長の職務

別表第 1 イ企業医療職給料表(1)級別標準職務表中

「 を

1 総括科部長、科部長、室長又は所長の職務
2 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
1 困難な医療業務を処理する総括科部長、科部長、室長又は所長の職務
2 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務

」に改め、

1 総括科部長、科部長、室長又は所長の職務
2 医長の職務
3 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
1 困難な医療業務を処理する総括科部長、科部長、室長又は所長の職務
2 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医長の職務
3 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務

同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「室長」又は「所長」とは、専任の室長又は所長の職務にある者とする。

別表第 2 ア企業行政職給料表級別資格基準表中

「 を 「 に改める。

8 級	9 級	8 級
別に定 める	別に定 める	別に定 める
別に定 める	別に定 める	別に定 める
別に定 める	別に定 める	別に定 める
別に定 める	別に定 める	別に定 める

」 」

別表第 2 イ企業医療職給料表(1)級別資格基準表の備考中「管理者」を「病院事業
管理者 (以下「管理者」という。)」に改める。

別表第 5 特定号給料表中

「 を 「 に改める。

7 級	8 級	7 級
13号給	6 号給	13号給

」 」

別表第 6 企業現業職級別標準職務表を次のように改める。

別表第 6

企業現業職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	医療補助員の職務
2 級	困難な業務を処理する医療補助員の職務
3 級	特に困難な業務を処理する医療補助員の職務
4 級	著しく困難な業務を処理する医療補助員の職務

付 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- 平成17年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する那覇市立病院企業職員の給与に関する規程 (平成15年那覇市病院管理規程第21号) 別表第 1 企業行政職給料表又は別表第 3 企業現業職給料表の適用を受ける職員の切替日における職務の級は、切替日における職務に応じ、改正後の那覇市立病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程別表第 1 ア企業行政職給料表級別標準職務表又は別表第 6 企業現業職給料表級別標準職務表 (以下「改正後の級別標準職務表」という。)に定める職務の級とする。この場合において、職員が切替日の前日において付則別表の旧職務の欄に掲げる職務に就いていたときは、切替日において同欄に対応する同表新職務の欄に掲げる職務に就いているものと

する。

- 3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間は、改正後の級別標準職務表の規定が平成元年4月1日から適用されていたものとした場合の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間とする。この場合において、職員が付則別表旧職務の欄に掲げる職務に就いていたときは、同欄に対応する同表新職務の欄に掲げる職務に就いていたものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、病院事業管理者が定める。

付則別表

ア 企業行政職給料表の適用を受ける職員

旧職務	新職務
定型的な業務を行う主事又は技師の職務	主事、医療事務員又は技師の職務
相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	困難な業務を処理する主事、医療事務員又は技師の職務
主任主事又は主任技師の職務	困難な業務を処理する主任主事又は主任技師の職務
相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任医療事務員の職務	困難な業務を処理する主任医療事務員の職務
高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任医療事務員の職務	
相当困難な業務を処理する係長、主査又は技査の職務	困難な業務を処理する係長、主査又は技査の職務
相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任主事又は主任技師の職務	特に困難な業務を処理する主任主事又は主任技師の職務
高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任主事又は主任技師の職務	
困難な業務を処理する係長、主査又は技査の職務	特に困難な業務を処理する係長、主査又は技査の職務
特に重要な業務を所掌する課長、主幹又は技幹の職務	課長、主幹又は技幹の職務
特に重要な業務を所掌する次長の職務	次長の職務

イ 企業現業職給料表の適用を受ける職員

旧職務	新職務
定型的な業務を行う医療補助員の職務	医療補助員の職務

相当高度の技能又は経験を有する医療補助員の職務	困難な業務を処理する医療補助員の職務
高度の技能又は経験を有する医療補助員の職務	特に困難な業務を処理する医療補助員の職務
特に高度の技能又は経験を有する医療補助員の職務	著しく困難な業務を処理する医療補助員の職務
著しく高度の技能又は経験を有する医療補助員の職務	

那覇市病院管理規程第 6 号

平成 1 7 年 4 月 1 日

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

那覇市立病院使用料及び手数料条例施行規程（平成15年那覇市病院管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

第 7 条 第 1 項 中「第 2 条」を「第 2 条 第 1 項」に改め、「第 4 条」を削り、同条 中 第 5 項 を 第 6 項 と し、同条 第 4 項 中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条 第 5 項 と し、同条 第 3 項 中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条 第 4 項 と し、同条 第 2 項 中「前項」を「前 2 項」に、「同項」を「前 2 項」に改め、同項を同条 第 3 項 と し、同条 第 1 項 の 次 に 次 の 1 項 を 加 え る。

2 前項の目的外使用料については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより減免することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために使用するとき 免除
- (2) 地震、火災、水害等の災害により行政財産を応急収容施設として短期間使用させるとき 免除
- (3) 那覇市立病院の委託を受けた者がその事業の執行のために使用するとき 免除
- (4) 主として那覇市立病院職員を構成員とする団体がその事務所のため、又はその構成員の研修若しくは福利厚生 of 事業を行うために使用するとき 3.5割以内の減額
- (5) 那覇市立病院を利用する者の利用に供するため、食堂、理髪店等を設置する目的で使用させるとき 3.5割以内の減額

別表第 3 中「目的外使用料」を「駐車場使用料」に改める。

付則を付則第 1 項とし、付則に次の 1 項を加える。

- 2 行政財産の目的外使用許可を受けた者のうち管理者が別に定めるものに対する第7条第3項の規定の適用については、同項中「1.2倍」とあるのは「1.01倍」とする。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第4号

平成17年3月11日

公 布 済

那覇市就学援助規則をここに公布する。

那覇市教育委員会

委員長 新城 洋子

那覇市就学援助規則

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条及び第40条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(就学援助の対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、那覇市内に居住する児童若しくは生徒の保護者又は学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)第9条第1項の規定により那覇市立の小学校若しくは中学校に在学する児童若しくは生徒の保護者であって、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 次のいずれかに該当し、前号に掲げる者に準ずる程度に困窮していると教育長が認めた者
 - ア 前年度又は当該年度において、生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者
 - イ 前年度又は当該年度において、地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税の措置を受けた者
 - ウ 世帯の収入が、教育長が別に定める基準額未満の者
 - エ その他教育長が就学援助を行う必要があると認める者

(就学援助の費目等)

第3条 就学援助の費目は、次のとおりとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費
- (4) 通学費
- (5) 新入学児童生徒学用品費等
- (6) 修学旅行費
- (7) 体育実技用具費
- (8) 学校給食費
- (9) 医療費

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号に規定する要保護者で、生活保護法第13条の規定により教育扶助を受けているものに対する就学援助の費目は、前項第6号及び第9号に規定するものに限るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、政令第9条第1項の規定により区域外就学している児童又は生徒の保護者に対する就学援助の費目は別に定める。

(援助金の額)

第4条 前条第1項各号に掲げる就学援助に係る援助金(以下「援助金」という。)の額は、毎年度、予算の範囲内において教育長が定める。

(就学援助の申請)

第5条 就学援助を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、毎年度、別に定める申請書に必要な書類を添付し、児童又は生徒の在学する学校の校長(以下「校長」という。)を経て、教育長に申請しなければならない。ただし、校長を経由し難い事由がある場合は、教育長に直接申請することができる。

2 前項の規定による申請は、別に定める期日までに行わなければならない。

(認定及び通知)

第6条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、認定の可否を決定しなければならない。

2 教育長は、前項の規定により認定の可否を決定したときは、当該決定の内容を校長及び申請者に通知するものとする。

3 認定の期間は、別に定める認定日から当該年度の末日までとする。

(援助金の支給)

第7条 援助金は、前条第1項の規定による認定を受けた者(以下「被認定者」という。)に対し、直接支給する。ただし、被認定者が援助金の受領を校長に委任したときは、当該援助金は、校長に支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第9号に規定する医療費の支給は、直接医療機関等に支払うことにより行う。

(辞退の届出)

第8条 被認定者が就学援助を辞退しようとするときは、校長を経て、教育長に届け出なければならない。ただし、校長を経由し難い事由がある場合は、教育長に直接届け出ることができる。

(認定の取消し)

第9条 教育長は、被認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 被認定者が第2条に規定する条件に該当しなくなったとき。
- (2) 被認定者が虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき。

(3) 当該児童生徒が市外に転出したとき。

2 前項第1号及び第2号の規定により認定の取消しをしたときは、教育長は、校長及び被認定者にその旨を通知するものとする。

(援助金の返還)

第10条 援助金の支給を受けたものは、返還を要しない。ただし、教育長において返還を要すると認めたものについては、この限りでない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する

那覇市教育委員会規則第5号

平成17年3月11日

公 布 済

那覇市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 新城 洋子

那覇市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則(昭和48年那覇市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条後段を削り、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 日曜日及び月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「法」という。)に規定する休日(ただし、法第3条第3項に規定する休日を除く。)に当たるときは、その翌日も休館日とする。)
- (2) 法に規定する休日

付 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 6 号

平成 1 7 年 3 月 1 1 日

公 布 済

那覇市立図書館条例施行規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 新城 洋子

那覇市立図書館条例施行規則

那覇市立図書館条例施行規則(昭和 50 年那覇市教育委員会規則第 4 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、那覇市立図書館条例(昭和 50 年那覇市条例第 35 号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第 2 条 那覇市立図書館(以下「図書館」という。)は、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 3 条の規定に基づき、次の事業を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚資料その他の資料(以下「図書館資料」という。)の収集、整理及び保存
- (2) 個人貸出、団体貸出及び館内閲覧
- (3) 読書案内、読書相談及びレファレンス
- (4) 読書会、研究会、講習会、映写会、資料展示会等の開催及び奨励
- (5) 読書団体との連携、協力及び団体活動の促進
- (6) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供
- (7) 図書館資料の図書館間相互貸借
- (8) 移動図書館の運営
- (9) 学校、博物館、公民館、研究所等との連絡及び協力
- (10) その他図書館の目的を達成するために必要な事業

(移動図書館)

第 3 条 移動図書館は、自動車により市内を巡回し、図書館資料の貸出し及びその他の奉仕を行う。

2 移動図書館の巡回計画等は、中央図書館長(以下「館長」という。)が定める。

3 移動図書館の利用については、第 6 条から第 10 条までの規定を適用する。

(開館時間及び休館日)

第 4 条 図書館の開館時間及び休館日は別表のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(利用の制限)

第 5 条 この規則又は館長(分館においては分館長。以下この条において同じ。)の指示に従わない者に対して、館長は図書館の利用を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(個人貸出)

第 6 条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、市内に居住又は通勤若し

くは通学する者とする。ただし、館長が特に必要と認める者については、この限りでない。

(貸出の手続)

第7条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、個人貸出登録申込書を館長に提出し、那覇市立図書館利用者カード(以下「利用者カード」という。)の交付を受けなければならない。この場合において、館長は、前条に定める条件を証明する書類等の提示を求めることができる。

2 個人貸出登録申込書又は利用者カードの記載事項に変更が生じたとき又は利用者カードを紛失したときは、速やかにこれを届け出なければならない。

3 利用者カードが登録者本人以外によって使用され損害が生じた場合、その責は登録者本人に帰するものとする。

4 利用者カードの有効期間は、交付の日から1年とする。

(貸出点数及び貸出期間)

第8条 図書館資料の貸出しは、貸出期間内に利用できる点数とし、貸出期間は、14日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、その点数及び期間を別に指定することができる。

(図書館資料の返却等)

第9条 図書館資料を貸出期間内に返却しなかった者に対し、館長は、状況により一定期間図書館資料の利用を制限することができる。

2 図書館資料を貸出期間後引続き利用しようとする者は、館長の承認を受けなければならない。ただし、継続利用は返却期日から14日を限度とする。

(団体貸出)

第10条 団体の図書館資料の貸出しを受けられるものは、市内の事業所、機関又は団体等とする。

2 団体の図書館資料の貸出しを受けようとするものは、団体貸出登録申込書を館長に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。この場合において、館長は、前項に定める条件及び責任者の住所等を証明する書類等の提示を求めることができる。

3 同時に貸出しを受けることができる図書館資料(館長が特に指定する物を除く。)は100点以内とし、貸出期間は1月以内とする。

4 団体貸出による利用の場合に、第7条第2項から同条第4項及び第9条第1項の規定を準用する。この場合において、「個人貸出登録申込書」を「団体貸出登録申込書」と、「登録者本人」を「登録団体責任者」と読み替えるものとする。

(貸出資料の範囲)

第11条 貴重図書その他館長が特に指定した図書館資料は、貸出しを行わない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(資料の複写)

第12条 図書館資料は、著作権法(昭和45年法律第48号)に定められた範囲内で、複写をすることができる。

2 前項の規定により複写をしようとする者は、複写申込書を館長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる資料は複写することができない。

- (1) 他の図書館から借り受けた資料
- (2) 複写により、損傷するおそれのある図書館資料
- (3) その他館長が指定する図書館資料

- 4 複写に要する経費は、複写しようとする者の負担とする。
- 5 複写により著作権法上の問題が生じた場合は、当該複写の申込をした者がその責めを負うものとする。

(資料の受贈)

第 13 条 図書館は、資料の寄贈を受け、他の図書館資料と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。

(資料の受託)

第 14 条 図書館は、資料の寄託を受けることができる。

- 2 受託資料は、図書館資料と同様の取扱いをする。
- 3 図書館は、受託資料の亡失、破損についてその責めを負わない。

(委任)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、従前の規則の規定に基づいてなされた図書館資料の貸出し等については、この規則の規定によりなされたものとみなす。

別表 (第 4 条関係)

館	開館時間	休 館 日
中央図書館	午前 9 時 30 分から 午後 7 時 (土曜日、 日曜日は午後 6 時) まで	1 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号。以下「法」という。) に定める休日 2 月曜日 (その日が法第 2 条に規定 する日に当たるときは、その日の翌 日も休館日とする。ただし、中央図 書館を除く。)
久茂地図書館 小禄南図書館 首里図書館 若狭図書館 石嶺図書館	午前 9 時 30 分から 午後 7 時 (土曜日は 午後 6 時、日曜日は 午後 5 時) まで	3 慰霊の日 6 月 23 日 4 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで の日 (第 1 号に掲げる日を除く。)
繁多川図書館	午前 9 時 30 分から 午後 7 時 (土曜日及 び日曜日は午後 6 時、第 4 木曜日は午 後 5 時) まで	5 館内整理日 (第 4 木曜日。ただし、 繁多川図書館を除く。) 6 特別整理期間 (年間 15 日以内で館 長が指定する期間)

那覇市教育委員会規則第 7 号
平成 1 7 年 3 月 2 2 日
公 布 済

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 新城 洋子

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則

那覇市学校給食センター管理規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

首里学校給食センター	城東小学校 城北中学校	石嶺小学校 城南小学校	城北小学校 石嶺中学校
------------	----------------	----------------	----------------

を

「

首里学校給食センター	城東小学校 城北中学校 銘苅小学校	石嶺小学校 城南小学校	城北小学校 石嶺中学校
------------	-------------------------	----------------	----------------

に

改める。

付 則
この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 8 号
平成 1 7 年 3 月 2 2 日
公 布 済

那覇市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 新城 洋子

那覇市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

那覇市公民館条例の一部を改正する条例(平成16年那覇市条例第31号)の施行期日は、平成17年4月1日とする。

那覇市教育委員会規則第9号

平成17年3月22日

公 布 済

那覇市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市教育委員会
委員長 新城 洋子

那覇市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

那覇市立図書館条例の一部を改正する条例(平成16年那覇市条例第32号)の施行期日は、平成17年4月1日とする。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第1号

平成17年3月9日

施 行 済

那覇市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

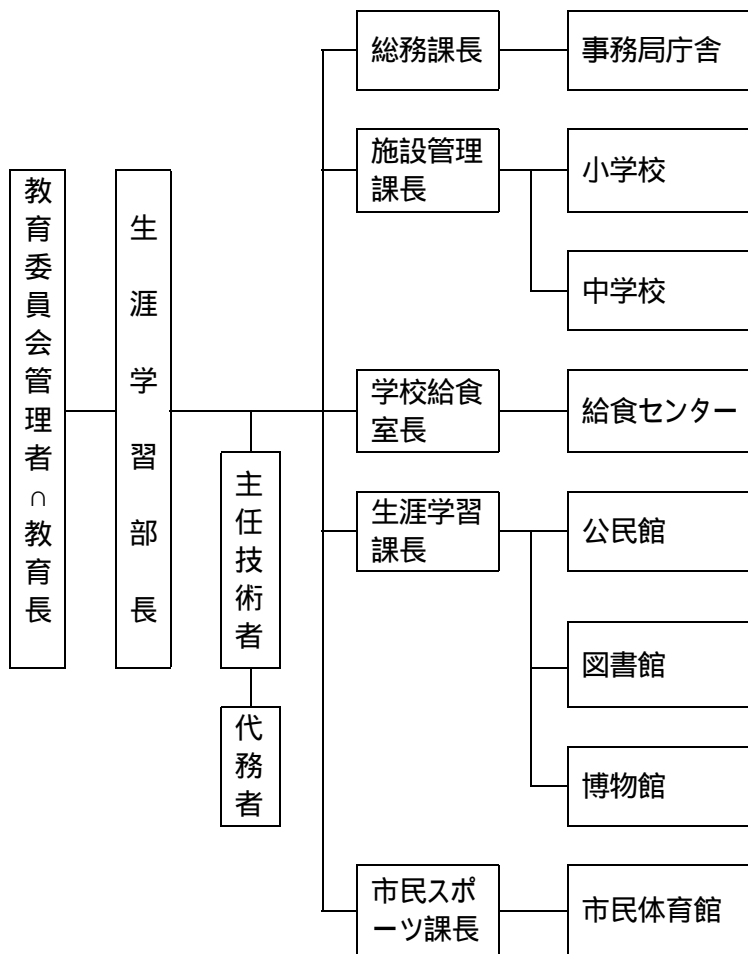
那覇市教育委員会
教育長 仲田 美加子

那覇市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会自家用電気工作物保安規程(昭和59年那覇市教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

保安業務の指揮命令及び連絡系統



付 則

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

正 誤

○那覇市公報第 1 3 7 8 号の正誤

平成 1 5 年 1 2 月 1 日付け那覇市公報第 1 3 7 8 号の那覇市公告第 7 3 号について次のとおり訂正する。

頁	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
7 3 9	左下から 8 行目	次の公園施設を設置し <u>一部</u> 供用を開始する。	次の公園施設を設置し <u>全域</u> 供用を開始する。